

捨てず 増やさず 飼うなら一生

(熊本県動物の愛護および管理に関する条例第5条)

つながっていない犬は、交通事故にあったり、犬が苦手な人やご近所の人に、気付かないうちに迷惑をかけていることもあります。

また、普段はおとなしい犬でも、人に咬みついてケガをさせること(咬傷事故)があります。

※散歩の時や家にいる時も、原則として犬はつないで飼いましょう。

犬の放し飼いは
やめましょう!

動物の遺棄・虐待は 犯罪です!

犬・猫を捨てないでください。虐待をしないでください。
(動物遺棄罪で100万円以下の罰金に処せられることがあります。)

最後まで責任をもって飼いましょう。

(熊本県動物の愛護および管理に関する条例第4条)

散歩時のふんは持ち帰りましょう。

あなたのおうちの玄関やお庭にふんや尿をされたら、とても嫌な気分になりませんか?

皆さんが犬の正しい飼い方を知り、ルールとマナーを守って飼うことで迷子やケガなどで収容される犬の数を減らすことができます。

人と動物とが穏やかに共生できる社会をめざして、私たち一人一人にできることを考えてみませんか?

ふん・尿の始末を
きちんとしましょう!

猫は屋内で 飼いましょう!!

屋内で飼うと交通事故や他の猫とのケンカやトラブルになりません。

また、ふんや尿、イタズラ、鳴き声などで、ご近所への迷惑がなくなります。

事故や病気の予防のためにも屋内で飼うようにしましょう。

首輪や迷子札を
つけましょう!

首輪をしていれば、飼い猫であるのが分かります。

迷子になった場合は、保健所・役場・警察に連絡しましょう。

飼い主の責任として、迷子になっても帰って来れるよう必ず

迷子札をつけてください。

自分の飼い猫以外には エサを与えないように しましょう

ご近所の方に、あなたはご迷惑をかけていること、ご存知ですか?

動物を飼うには責任が伴います。ただエサを与えてかわいい姿を楽しむだけでは責任ある飼い主とはいえません! 増えすぎた猫をめぐる近隣や地域のトラブルは全国で多数発生し、裁判にもなっています。

避妊、去勢を必ずしま しょう!不幸な猫を 増やさないで!

猫は1年に2~4回出産し、1回で4~8頭産みます。

あなたは、全ての子猫の面倒をみれますか?新しい飼い主さんを探すことはできますか?面倒を見れず無責任に捨てる人も多く、行き場のない猫たちは、不幸な運命をたどるしかありません!手術をすることで病気発生の低下や、発情期の鳴き声やケンカ、尿の臭いが緩和されるなどメリットがたくさんあります。

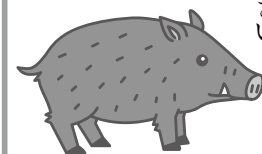
問い合わせ先 本庁 税務住民課 生活環境係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 住民生活係 ☎0968・34・3111(内線752)

有害鳥獣被害 対策事業の紹介

近年、鳥獣による農林作物などへの被害が、深刻な問題となつています。

鳥獣による被害を減らし、農林作物を守るには、有害鳥獣を寄せつけない環境づくりが必要です。鳥獣にとつて、放任作物のある農地は絶好の餌場となり、荒廃した農地は快適な棲み家となります。放任作物は農地から撤去し、荒廃農地をつくらないよう草刈りなどの環境整備を行います。

また、和水町では、鳥獣による農林作物への被害を防止するため、主に次の5つの事業を行っています。事業には、いくつか制約がありますので、希望される人は問い合わせて先までご連絡下さい。



鳥獣侵入防止柵の設置に 対する補助

電気柵またはワイヤーメッシュ柵の設置にかかる総事業費の30%以内の経費を補助します。補助金額の上限は30万円です。

箱罠の製作および購入に 対する補助

箱罠の製作および箱罠の購入について総事業費の20%以内の経費を補助します。補助金額の上限は1万円です。補助を受けられるのは、罠免許の所有者に限りです。※箱罠の製作は、自己製作後に自己所有する場合に限りです。販売目的での製作は補助対象外となります。

箱罠の無料貸出し

箱罠の貸出しを無料で行っています。ただし、箱罠の貸出しは原則1人1基です。罠免許を所有している人のみ申請を行うことができます。箱罠の数に限りがありますので、先着順となります。

狩猟免許の 取得に対する助成

新たに狩猟免許を取得する人に対して、講習会の受講料を助成します。助成金は1万円です。ただし、狩猟免許取得後は、猟友会などに所属し、有害捕獲活動に従事していただくことが条件となります。

有害鳥獣の捕獲

有害鳥獣の被害が深刻であり、自己防衛を行ったにも関わらず被害が生じる地域については、地域の猟友会により編成している駆除隊へ有害鳥獣の捕獲駆除を依頼します。その時は、被害現場を確認したうえで駆除隊と協議し、対策が必要と判断された場合、罠を仕掛けるなどの対策を行います。

●住民の皆さんへ

駆除隊は年間を通して有害鳥獣の駆除を行います。駆除中は狩猟犬を用いた狩猟を行うこともあり、狩猟犬が道路に出たりすることもあります。皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いします。

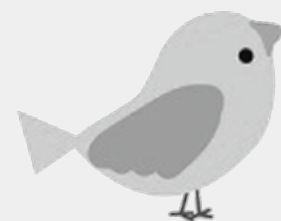
繁殖期の野鳥保護および

指導取締強化月間について

春は野鳥の繁殖期です。巣立ちしたヒナが落ちていても、必ず親鳥が保護しますので拾わないようにしましょう。

また、熊本県では5月10日から一カ月間を指導取締強化月間と定め、違法捕獲などの防止に取り組んでいます。県民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

なお、メジロの愛がん飼養目的の捕獲につきましては、鳥獣の乱獲を助長するおそれがあることから、平成24年4月1日より、新たな捕獲の許可はしないこととしております。



問い合わせ先
総合支所 農林振興課 林務係
☎0968・34・3111(内線725)